○自動車運転代行業に係る認定等に関する事務処理要領の制定について（概要）

（平成17年福岡県警察本部内訓第6号）

この内訓は、自動車運転代行業に係る認定申請の受理、行政処分の上申等の事務処理そのほか行政処分規程の運用に関し必要な事項等を定めたものである。

内容として

○　趣旨

○　定義

○　認定申請及び変更届出に必要な添付書類等

○　手数料の徴収

○　受理

○　受理後の調査

○　認定申請の上申等

○　審査

○　認定又は認定を拒否する処分の通知等

○　新たな認定証の送付等

○　受理番号の指定

○　主たる営業所の所在地の変更に係る書類の送付等

○　報告及び立入検査

○　行政処分の上申等

○　データ管理

○　福岡運輸支局長との協議等

○　関係書類の保存

の項目からなっている。